

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標	
I 現状	
(1) 地域の概要	
<p>水戸市常澄地区（旧常澄村）は平成 4 年に茨城県の県庁所在地である水戸市と合併。JR 水戸駅を中心とする市街地から太平洋に向かって国道 51 号を東に進んだところに位置している。</p> <p>当地域では、面積の 6 割は低地であり、古くより那珂川と涸沼川の合流地域を中心に稻作が盛んで、肥沃な土地に広く田畠が広がっている。戦後の農地解放により、常澄地区でも専業農家が増加したが、高度成長期に入り農業閑散期において建設業の下請けする人が多くなり、当地域において事業者における建設業が多い一因になっている。</p> <p>昭和 49 年から始まった百合が丘ニュータウンの開発及び東前地区の土地区画整理事業により人口増が続いている。</p>	
 	
(2) 地域の災害等のリスク	
① 地震 (J-SHIS)	
<p>地震ハザードステーションの防災地図によると、当市を含むは今後 30 年以内に震度 6 弱以上の激しい揺れに襲われる確率が 80 %以上発生するとされている。</p>	
② 津波 (市ハザードマップ)	
<p>当市のハザードマップによると、那珂川と涸沼川が合流するに隣接する小泉、川又、島田地区は 2 m を超える浸水被害が予想されている。</p>	
③ 洪水 (市ハザードマップ)	
<p>当市のハザードマップによると、当会が立地する市街地地域において、5 m を超える浸水が予想されており、特に、那珂川下流域に隣接する下大野、小泉、川又地区や涸沼川に隣接</p>	

する島田、大場地区は大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水被害が予想されている。

④ 土砂災害（市ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、稲荷地区、大場地区に土砂災害特別警戒区域が散在しており、地滑り等の土砂災害が予想されている。

⑤ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市において多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

⑥ 原子力災害

当市は、対象施設から概ね半径30km内に位置しており、原子力災害対策指針において、UPZに位置付けられている。

◆茨城県を震源地とした被害想定

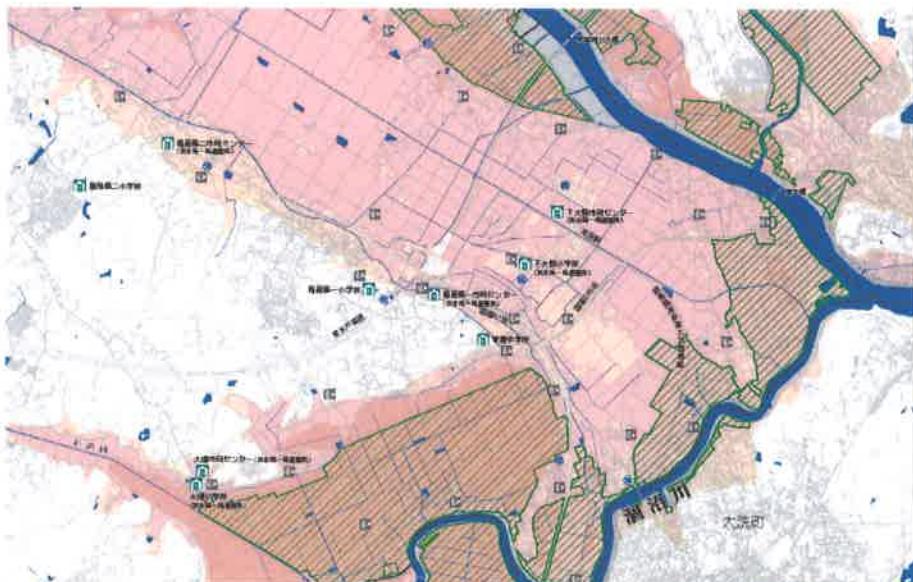
	地震名	地震名	想定の観点	地震規模	水戸市常澄の最大震度
1	茨城県南部の地震	茨城県南部	首都直下のM7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	Mw7.3	6強
2	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	F1断層	県北部の活断層による地震の被害	Mw7.1	5強
3	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	茨城県沖～房総半島沖	津波による被害	Mw8.4	6弱

茨城県南部地震による水戸市の被害想定（ケース：冬深夜）

		水戸市	茨城県
建物被害	全壊	80棟	2,800棟
	焼失	10棟	5,300棟
	半壊	870棟	32,000棟
人的被害	死者数（倒壊）	10人	180人

	負傷者数	90 人	4,720 人
電力被害	停電件数	161,000 軒	1,523,000 軒
	停電率	85%	84%
上水道被害	断水人口	234,000 人	2,356,000 軒
	断水率	87%	86%
通信被害	不通回線数	46,000 回線	401,000 回線
	不通回線率	85%	83%

出典：茨城県防災・危機管理課想定調査



【水戸市洪水ハザードマップ 常澄地区】

<洪水：市ハザードマップ>

想定最大規模降雨は、那珂川流域 48 時間雨量 459 mm、涸沼川流域 48 時間 726 mm とされる。



【水戸市土砂灾害ハザードマップ】

(稲荷第一・下大野地区)



【水戸市土砂灾害ハザードマップ】

(大場地区)

<土砂灾害：ハザードマップ>

急傾斜 地の崩壊のおそれがある 土砂災害警戒区域・特別警 戒区域が 52 か所指定されてい

る。



【水戸市津波ハザードマップ】

<津波：市ハザードマップ>

津波浸水想定は、県全体の浸水面積は 62.8km², H19 浸水想定の約 6.7 倍 (9.4km²), 東日本大震災時の約 3.6 倍 (17.6km²) となっている。

<原子力災害：水戸市地域防災計画（原子力災害対策の概要）>

原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針において、対象施設から概ね半径 30km を「緊急防護措置を準備する区域（U P Z : Urgent Protective ActionPlanning Zone）」と位置付けている。

この考え方を踏まえ、水戸市の原子力災害対策を重点的に実施すべき地域は下表のとおり示されている。

地 区 名

原子力災害対策を重点的に実施すべき地域
下大野町 小泉町 川又町 平戸町 塩崎町 大串町 東前町 東前1丁目 東前2丁目 東前3丁目 栗崎町 六反田町 島田町 大場町 秋成町 下入野町 森戸町 百合ヶ丘町

(3) 商工業者の状況

- ・商工業者数 273 事業所
- ・小規模事業者数 220 事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
建設業	76	75	市内に広く分布する。
製造業	26	21	市内各地に点在する。
卸・小売業	90	73	市内に広く点在する。
飲食・宿泊業	26	20	市内各地に点在する。
サービス業	47	31	市内に広く点在する。
その他	8	0	市内に広く点在する。
合計	273	220	

(H28 経済センサスより)

(4) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災・避難訓練の実施
- ・防災備品の分散備蓄
- ・防災倉庫の設置
- ・指定避難所の指定及び耐震化の実施
- ・福祉避難所の整備
- ・緊急避難所の指定（津波対策）
- ・海拔表示板の設置
- ・避難所への太陽光発電設備（蓄電装置付き）、特設公衆電話、電気自動車（E V）パワーステーションの設置
- ・災害情報伝達体制の強化（FMラジオの活用、無線機（MCA）の避難所等への導入、緊急速報メールの活用のほか、防災行政無線（内原・常澄地区）、電子サイレン（那珂川流域）、広報車、ホームページ、メールマガジン、ツイッター、フェイスブックなどの情報発信ツールを複合的に利用）
- ・防災ラジオの配布
- ・自治体及び各種団体、市民センターとの連携
- ・土のうステーションの設置
- ・ハザードマップの更新・配布
- ・民間井戸の活用制度創設（災害時生活用水協力井戸）

- ・地域防災組織への支援・連携強化

<感染症対策関係>

- ・感染症対策本部の設置、運営及びこれに沿った各種対策の実施
- ・感染症に伴う支援策（支援金、補助金、貸付金等）の実施

2) 当会の取組

① 事業者BCPに関する国の施策の周知及びBCP策定セミナーの周知

小規模事業者に対して災害発生時への備えの必要性を認識・理解させていくために新たな防災や減災に取り組む小規模事業者への専門家派遣について周知を行うとともに、上部団体等関係機関主催する危機管理やBCP策定に関するセミナーに関して市内の小規模事業者等への周知を行っている。

② 損害保険の周知と加入促進

全国商工会連合会では中小企業PL保険制度、ビジネス総合保険制度、業務災害補償プランの普及・加入促進及び茨城県火災共済協同組合と連携した火災共済の普及・加入促進を行って災害等に備えてきた。

③ 災害発生時の市行政への状況報告及び情報の提供と実態の把握

災害発生時に市内の商工業者の被害状況を電話等にて把握し、各状況と被害件数等を詳細に関係する市部課に報告し連携した支援体制をとっている。

④ 相談窓口の設置

資金調達や補助金申請、雇用調整助成金、持続化給付金への対応など、関連する施策の情報提供を行っている。

⑤ 影響調査の実施

当会役員等を対象に、同感染症により企業活動にどんな影響を受けているのかについて実態調査を毎月実施し、茨城県商工会連合会へ報告している。

⑥ インフルエンザ予防接種費用一部負担

毎年、インフルエンザ予防接種費用を一部負担することで接種機会を増やし、事業所内の感染拡大を予防している。

⑦ 防災備品の備蓄

災害発生に伴う停電時等の最低限の会館保守を目的に、懐中電灯、ブルーシート、乾電池、ストーブ、灯油、工具類、ゴミ袋など、防災用品を当館に備蓄している。

II 課題

現状では、緊急時の取組みについて緊急避難警報等に対応する即時避難に留まり、水戸市及び商工会が連携して協力体制を構築し具体的な体制やマニュアルを整備していない。加えて、平時・緊急時の対応に備え、各人が行動に移せるノウハウも十分に持ち合わせていない。

今般、新型ウイルス感染拡大防止への新たな対策が従来に加えて必要となる。あらゆる業種が影響を受け、被害損失も過大となることが予想され、現下、感染終息にも目途がたたない状況下では対策を講じるには難しい状況であるが、企業の事業活動、地域経済の停滞を及

ぼし、自身、従業員・家族などへの感染リスクに伴う命の危険に対し、万一の場合を想定し方向性を確立する必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大期に備えてマスクや消毒液等の衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要を周知するなどが必要である。

III 目標

(1) 自然災害

- ・水戸市常澄地区内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前の対策・対応策の必要性を周知する。発災後は被災企業の情報収集や支援メニューの紹介方法を確認し、事前の対策・対応策の必要性を周知する。
- ・発災時・非常時における連絡・共有体制を円滑に行うため、当会と当市との被害情報報告ルートを再構築し具現化を図る。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるようまた水戸市内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から講ずる。
- ・小規模事業者に対して災害リスクの認識を促すとともに、事前の計画策定等を支援する。
事業継続力強化計画認定2社／年
- ・経営指導員等のB C P策定支援に関するスキル向上
経営指導員等向けのB C P関連の研修を積極的に受講し、スキルアップを図るとともに、専門家等との連携による個別支援の体制を構築し、事業者のB C P策定支援を強化する。

(2) 感染症

- ・茨城県や水戸市などの行政や、茨城県商工会連合会からの情報を迅速に収集し、正しい知識と情報の提供に努める。
- ・商工会内に感染者等が発生した場合、水戸市保健所等への報告や事務所内への入館制限・消毒等についてあらかじめ当会独自のB C Pに盛り込んでおく。
- ・消毒液や体温測定器の設置など感染予防対策を講じた上での来客者の対応や、Line、Teams、Zoom等を活用した非接触型システム等を活用した相談窓口体制など、感染症リスクに機動的に対応できる体制の構築を図る。

※その他 ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和5年4月1日～令和10年3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

<1. 事前の対策>

本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応策に取り組めるようにする。災害時に非常時優先業務を遂行するためには、職員の確保とともに、事務所や電力等の執務環境に係る施設機能の確保が必要である。このため、事務所の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。このため、事務所の施設機能について、現状や被災による影響及び課題を分析し、業務継続のために必要な対策を検討する。

1) 小規模事業者に対する災害のリスクの周知

企業の巡回訪問時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

会報やホームページ、SNS等の電子媒体において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCP（事業継続力強化計画等）に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画等、その他即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

新型ウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

新型ウイルス感染症については、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等に関する事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和4年度に事業継続計画（BCP）を作成（別添）。

3) 関係団体との連携

上部団体の茨城県商工会連合会と連携し、発災後必要に応じて業務に対して臨時的に支援を募る。なお、当市とも同様とする。

茨城県火災共済協同組合と連携し、地域内事業者に対し普及啓発セミナーや万一に備え損

害保険の紹介説明会を実施する。

感染症に関しては収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付休業補償など）の紹介等を実施する。

近隣商工会とB C Pや新型コロナウイルス感染対策に関するセミナーの共催を依頼する。

4) フォローアップ

小規模事業者の事業者B C P当取組状況を確認する。

事業者B C P策定支援の進捗につき、経営指導員等が巡回窓口等で確認し隨時必要な場合には、専門家を交えるなどのフォローを行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

当会は、当市が実施する「水戸市いっせい防災訓練」等に積極的に参加するとともに、訓練に合わせて連絡ルートの確認等を行う。

震度5以上の地震や台風の通過等による自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

<2. 発生後の対策>

下記の手順にて地域内の被害状況を把握し、当市担当課並びに関係機関へ連絡する。

I 大規模自然災害

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内にすべての職員（臨時職員を含む）の安否確認を行う。
- ・S N S等を利用した安否確認や、発災後の業務従事に支障があるかどうかについても確認する。また、自宅等近隣の状況把握と情報共有も併せて行う。
- ・被害状況等を当会及び当市並びに県連合会とも共有し、速やかに県担当課へ情報提供を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市において、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針決定を行う。職員自身が身の危険を感じた場合は安全確保をし、警報等解除後に勤務する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の、命令指揮系統等の序列、役割分担を決定しておく。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に当市及び県連合会と情報共有する。

被害規模	被害の状況	想定する応急対応
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生せいている。 ・地区内 1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生せている。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握 ④復興支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1 %程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1 %程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①相談窓口の設置 ②被害調査 ③経営課題把握
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考える。

3) 被害情報の共有

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

II 感染症の世界的大流行（パンデミック）

感染症の世界的大流行（パンデミック）が発生した場合は、以下の手順で対応する。

1) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・発生国の経済状況・工場の稼働状況等、今後管内事業者の経営に影響を与えるリスクについて周知する。

2) 管内事業者の被害状況確認

- ・当市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。

- ・当会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害状況の共有

- ・当会と当市は、原則として以下の間隔で被害情報等を共有する。

海外発生期	1週間に1回共有する
国内発生早期	1週間に2回共有する
国内感染期	2日に1回共有する
国内感染拡大期	1日に1回共有する

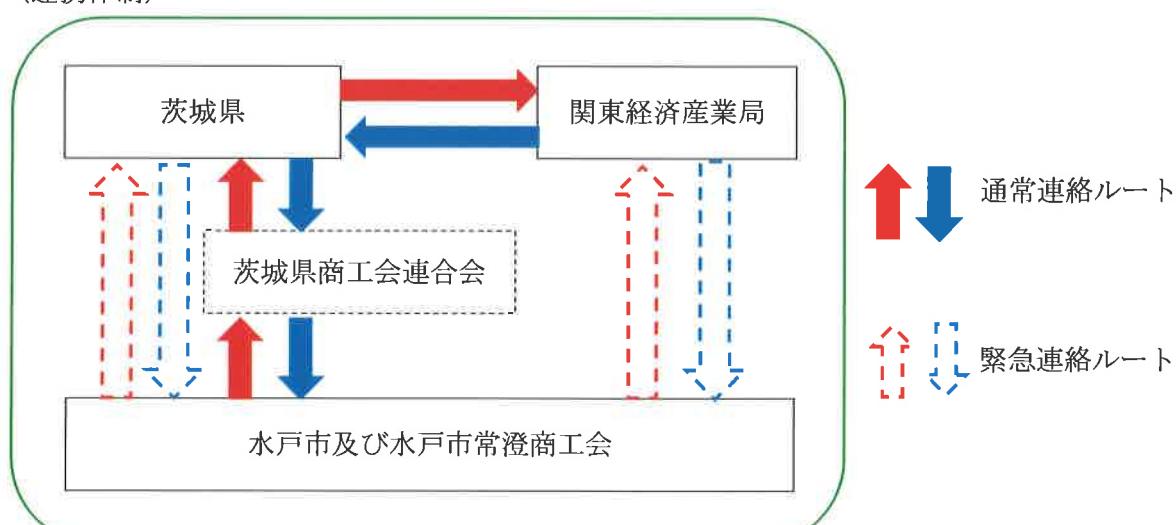
4) 被害情報の報告

- ・当市と当商工会とで情報を共有した上で、当市においては県が定める期日までに県へ報告する。また、当会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次災害を防止するため、被害地域での活動を行うことの可否について検討する。
- ・当会と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認しておく。
- ・当会と当市が共有した情報を、茨城県の指定する方法にて当会または水戸市より茨城県へ報告する。

(連携体制)



(被害状況様式) 茨城県産業戦略部災害対応マニュアル様式

産業戦略部賠償窓口の被害状況										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">会員登録</td> <td style="width: 33%;">被災状況</td> <td style="width: 33%;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。</td> </tr> </table>			会員登録	被災状況	その他	会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。				
会員登録	被災状況	その他								
会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">会員登録</td> <td style="width: 33%;">被災状況</td> <td style="width: 33%;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="3">会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。</td> </tr> </table>			会員登録	被災状況	その他	会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。				
会員登録	被災状況	その他								
会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="width: 50%;">会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。</td> <td colspan="2" style="width: 50%;">被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>			会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。		被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。					
会員登録: 会員登録の場合は会員登録欄に記入して下さい。		被災状況: 被災状況欄に記入して下さい。								

<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、水戸市と相談する。(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や茨城県、水戸市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・茨城県及び水戸市行政の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当地域の職員だけでは対応が困難な場合には、他の被害が比較的少ない地域からの応援派遣等を水戸市・県連合会等に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和4年10月現在)	
(1) 実施体制	
(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<p>水戸市常澄商工会</p> <p>商 工 会 長</p> <p>他 役 員</p> <p>事務局責任者</p> <p>報告</p> <p>業務支援</p>	<p>水戸市災害対策本部</p> <p>水戸市長</p> <p>市産業経済部</p> <p>市商工課</p> <p>連携 連絡調整</p> <p>確認 連携</p> <p>市防災・危機管理課</p> <pre>graph TD; subgraph "水戸市常澄商工会"; A[商 工 会 長]; B[他 役 員]; C[事務局責任者]; end; subgraph "水戸市災害対策本部"; D[水戸市長]; E[市産業経済部]; F[市商工課]; G[市防災・危機管理課]; end; subgraph "茨城県商工会連合会 茨城県火災共済協同組合"; H[]; end; A -- "連携 連絡調整" --> F; F -- "確認 連携" --> G; C <--> F; C <--> H; H -- "報告 業務支援" --> C;</pre>
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
① 当該経営指導員の氏名、連絡先 法定経営指導員 嶺 明子（連絡先は後述（3）①参照）	
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等） ※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う ・本計画の具体的な取組や実行 ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（1年に1回以上）	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先	
① 商工会 水戸市常澄商工会 〒311-1115 茨城県水戸市大串町2140-2 TEL: 029-269-4214 / FAX: 029-269-2447 E-mail: tunesyou@muse.ocn.ne.jp	

② 関係市町村

水戸市 産業経済部 商工課

〒310-0801 茨城県水戸市中央1-4-1

TEL: 029-232-9185 / FAX: 029-232-9232

E-mail:commerce@city.mito.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに茨城県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
・専門家派遣費	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000
・会議運営費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
・セミナー開催費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
・パンフ・チラシ作成費	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、県・市補助金、事業収入など ただし、上記経費のうち講師や専門家の謝金・旅費については必要額を見込んでいるが、専門家派遣や連携する損保会社が無償等で派遣応諾いただいたときには、当該経費が減額になる場合がある。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等